

別表

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料

令和5年1月20日

単位：円（消費税込み）

審査条件	料金
フラット35S（省エネルギータイプに限る）適合証明および建設評価等により、適合基準が証明できるもので、 <u>当センターの現場検査を実施済みの場合</u>	5,500
基準適合が証明できる以下のいずれかの評価書（他機関による評価書含む。）等を活用し、工事監理報告書等により <u>現場検査を省略できる場合</u> ①設計住宅性能評価書 ②BELS評価書 ③長期使用構造等確認 ④低炭素建築物新築等計画技術的審査	11,000

- (1) 一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が建物全体の1/2以上の場合に限る）
- (2) 共同住宅、長屋等の証明は、当面行わない。
- (3) 変更申請の手数料は、上記料金表の2分の1の額とする。
- (4) 再発行の手数料は申請件数1につき、2,200円（消費税込み）とする。